

## 令和4年度公共事業労務費調査の実施について

---

# 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置**※を適用

※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

### 全 国

主要12職種※ (19,734円) 令和3年3月比；+3.0% (平成24年度比；+57.6%)

全 職 種 (21,084円) 令和3年3月比；+2.5% (平成24年度比；+57.4%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

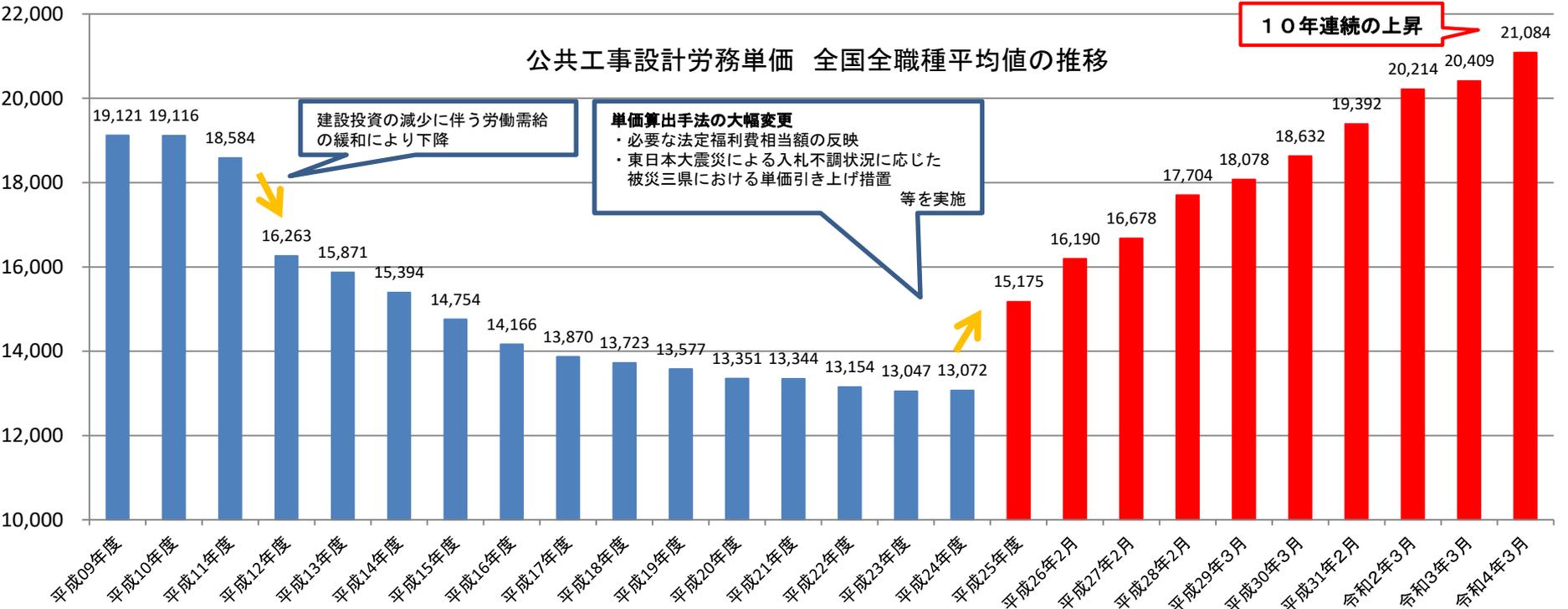
### (主要12職種)

| 職種      | 全国平均値   | 令和3年度比 | 職種       | 全国平均値   | 令和3年度比 |
|---------|---------|--------|----------|---------|--------|
| 特殊作業員   | 23,103円 | +4.4%  | 運転手(一般)  | 20,797円 | +4.0%  |
| 普通作業員   | 19,538円 | +3.1%  | 型枠工      | 26,246円 | +2.3%  |
| 軽作業員    | 14,999円 | +1.2%  | 大工       | 25,156円 | +1.9%  |
| とび工     | 25,512円 | +1.5%  | 左官       | 24,839円 | +2.8%  |
| 鉄筋工     | 25,801円 | +3.3%  | 交通誘導警備員A | 14,873円 | +3.7%  |
| 運転手(特殊) | 23,979円 | +4.4%  | 交通誘導警備員B | 12,957円 | +3.2%  |

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

# 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

|        | H25    | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | R02   | R03   | R04   | H24比   |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 主要12職種 | +15.3% | +6.9% | +3.1% | +6.7% | +2.6% | +2.8% | +3.7% | +2.3% | +1.0% | +3.0% | +57.6% |
| 全職種    | +15.1% | +7.1% | +4.2% | +4.9% | +3.4% | +2.8% | +3.3% | +2.5% | +1.2% | +2.5% | +57.4% |

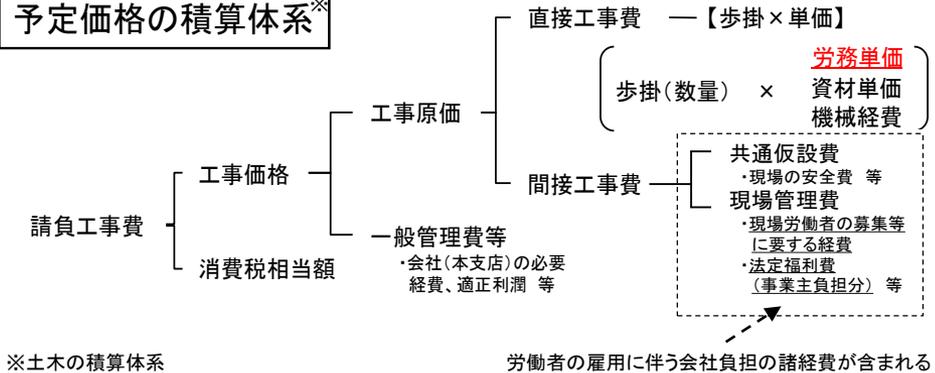
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

# 公共工事設計労務単価の概要

## 公共工事設計労務単価の概要

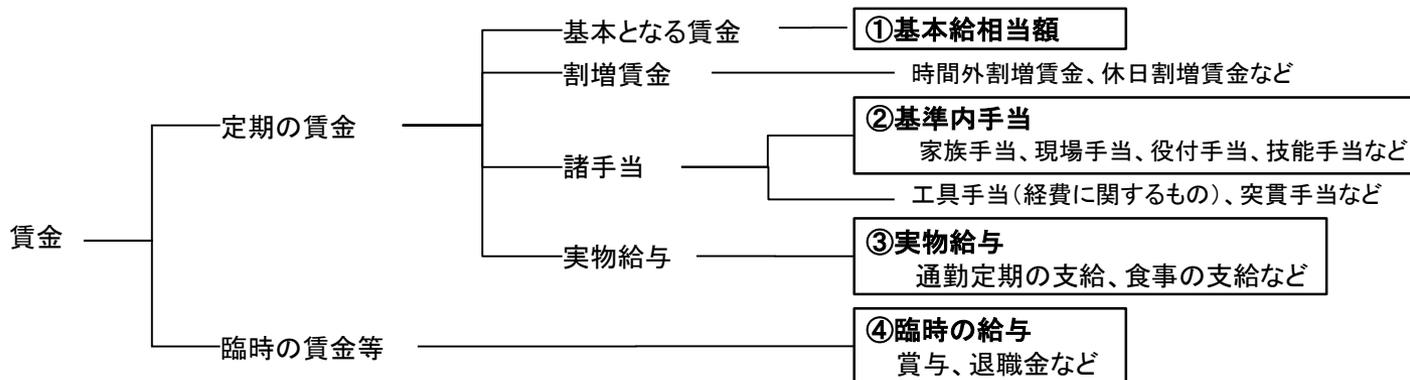
- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価 (51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項 「予定価格は、・・・取引の実例価格、・・・等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改訂**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。
- **留意事項**:
  - ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
  - ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
  - ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

## 予定価格の積算体系※



## 公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)



# 公共事業労務費調査の概要

## 公共事業労務費調査(書面調査の場合)の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(約10,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:約11万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入し、調査票と確認資料のコピーを送付(9月~10月)。
- 調査員が賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、疑義や修正事項がある場合は、電話で聞き取りを行い、厳密に賃金の実態を把握。

## 書面調査(原則)



調査会場に必要資料を郵送。  
調査員が厳密に審査を行い、  
企業ごとに電話でヒアリング  
を行う。



## 対面調査(一部)



全国の会場において、  
企業毎に調査員  
が面接形式にて賃金  
実態を厳密に調査。



# 公共事業労務費調査の流れと、調査へのご協力についてのお願い

## 公共事業労務費調査の流れ(予定)

- ① 調査対象工事の選定、調査対象業者への通知(9月)
- ② 現況調査の実施(9月～10月)
- ③ 受注者及び下請会社において調査票の記入(9月～10月)
- ④ 調査票の審査(11月～12月)
- ⑤ 集計(12月～2月)
- ⑥ 公共工事設計労務単価の決定・公表(2月)  
予定価格の積算に使用(3月～)

現在の調査段階

## 公共事業労務費調査へのご協力についてのお願い

皆様の賃上げの取組が、公共工事設計労務単価の上昇に繋がります。

皆様には、引き続き賃上げの取組を進めていただくとともに、公共事業労務費調査にご協力いただくようお願いいたします。

※本調査の結果を「公共工事設計労務単価」の設定、技能労働者の処遇改善、及びその理解の促進以外の目的に使用することはありません。

※なお、「公共工事設計労務単価」は公共工事の積算に用いる単価であり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。

# 齊藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R4.9.7)

## 開催概要

日時：令和4年9月7日 16:00～17:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和5年度概算要求、建設業の賃金引上げに向けた取組、建設資材の価格高騰、働き方改革等の推進 等

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め、引き続き、必要かつ十分な公共事業予算の確保を図っていくこと、業界の実態としても施工余力に問題がないことについて再確認。
- また、前回の意見交換会で申し合わせた「概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進める」という点について、官民一体となって取り組んでいくことを再確認。
- さらに、建設キャリアアップシステムの更なる利用促進、建設資材の価格高騰対策、働き方改革の推進、インフラDX等を通じた生産性向上、地方公共団体における入札契約の適正化等についても議論。



# 公共事業労務費調査(令和4年10月調査)からの変更点

## (1) 「元請企業等から直接支払われる手当」の支払い実態を新たに把握

- 各元請企業から、下請企業を通さず、技能労働者に直接支払う手当は、賃金台帳にあらわれず、これまで支払い実態を把握できていなかったところ
- 新しく「元請企業等から直接支払われる手当」の欄について追加し、賃金実態を正確に把握する

(調査票(様式-1-1)の抜粋)

| 職階 | CCUS<br>能力評価 |     |     |     | 民間発注工事の就労日数 | 基準内手当                              |     |     |           |     |     |           |     |     |     |     |  | 時間外・休日勤務手当 |
|----|--------------|-----|-----|-----|-------------|------------------------------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|--|------------|
|    | 判定職種         | レベル |     |     |             | 賃金台帳に記載のない手当<br>(元請企業等から直接支払われる手当) |     |     |           |     |     |           |     |     |     |     |  |            |
|    |              |     |     |     | 十日          | 万 千 百 十 円                          |     |     | 万 千 百 十 円 |     |     | 万 千 百 十 円 |     |     |     |     |  |            |
| 4  | 185          | 186 | 187 | 188 | 189         | 190                                | 191 | 192 | 193       | 194 | 195 | 196       | 197 | 198 | 199 | 200 |  |            |
|    | -            | -   |     |     |             |                                    |     |     |           |     |     |           |     |     |     |     |  |            |

【追加】

(直接手当支給の取組事例)

|          |  |
|----------|--|
| K 建設株式会社 | 主要な協力会社を中心に、当社の現場で働く技術者と施工のキーマンである職長の中で、登録基幹技能者等の保有資格を考慮し、特に優秀な者に対して支給 |
| 株式会社 A   | 主要な協力会社の優秀な職長で、職長経験が5年以上の登録基幹技能者と同等の技能を持つ者に対して支給                       |

## (2) オンライン調査の試行を実施

- 調査の効率化のため、令和5年度よりオンラインシステムを用いた調査(=オンライン調査)を原則とする予定
- 来年度の円滑なオンライン調査の実施のため、今年度は一部の工事でオンライン調査の試行を実施する

(労務費調査の調査方法のスケジュール(予定))

今年度は、一部でオンライン調査の試行を実施

| 令和元年度以前 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度     | 令和5年度以降(予定) |
|---------|-------|-------|-----------|-------------|
| 対面調査    | 書面調査  |       | オンライン調査試行 | オンライン調査     |

## オンライン調査とは・・・

調査票の作成から送付、審査並びにデータ化までをクラウド上で一括して行う調査

### 従来調査における様々な声

調査対象企業からの声・・・

審査者からの声・・・



資料を全て印刷し、郵送するのが大変



調査票に明らかな間違いがある



個人情報書類の管理が大変



テキストデータ化が大変

クラウド上に資料をアップロード

調査対象企業はクラウド上に資料をアップロードしていただくことで、従来の資料の印刷や郵送は不要となります。また、提出に要する時間も短縮することができ、調査票の作成や確認資料の準備にゆとりが生まれます。



システム上で自動でチェック

システム上で明らかな間違いがある場合は、エラー・ワーニングを表示し、修正を促します。これらにより、審査者の審査の手間を減らすとともに、棄却標本の削減につながります。



システム上で安全に資料を管理

従来は、調査票等の個人情報書類を鍵付きの会議室等に1か月以上、保管されていたが、システム上で管理できることになり、これらの手間が不要となりました。



システム上でテキストデータ化します

従来は、調査票に記入された数字を手動でテキストデータに写しておりましたが、システム上で自動でテキストデータ化ができるようになり、これらの作業が全て不要となりました。また、テキストデータ化に要していた時間を短縮できることで、審査にゆとりが生まれます。